

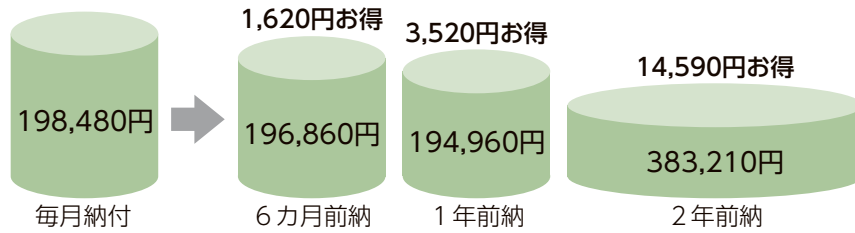
## 国民年金のご案内

### 国民年金保険料の前納

国民年金保険料を前もって納める「前納」は、毎月納める手間が省け納め忘れもありません。さらに、割引がありお得です。

#### ■納付書で前納すると

令和2年度…月額16,540円 令和3年度…月額16,610円



#### ■前納を希望する方は

▷毎月納付書で納めている方

日本年金機構から送られる「前納用納付書」で4月30日(木)までに納めてください。2年前納は年金事務所へ申し込みが必要です。

▷毎月口座振替で納めている方

振替方法を「令和2年4月分からの前納」に変更する場合は、早めに年金事務所へ連絡してください。納付書で前納を希望する方は年金事務所へ連絡し、届いた前納用納付書で4月30日(木)までに納めてください。

### 学生納付特例制度

20歳になると国民年金保険料の納付が必要です。ただし、学生の方には、在学中の保険料を社会人になってから納付することができる「学生納付特例制度」があります。

#### ■対象

大学(大学院)など各種学校に在学する学生で、本人の前年所得が一定額以下の方

#### ■学生納付特例の承認期間の扱い

老齢基礎年金を受けるための必要な期間(10年)に算入されますが、後から納めない限り年金額には反映されません

#### ■手続き方法

市民課または支所で、▷窓口に来た方の身分証明書 ▷年金手帳または個人番号の分かるもの ▷学生であることを証明するもの ▷印鑑(本人署名の場合には不要)を持って申請してください。

※毎年度申請が必要です。

### 産前産後期間国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者が出産した際、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月から始まりました。

#### ■対象

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

#### ■免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間 ※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間

#### ■添付書類

▷出産前の届け出

母子健康手帳など

▷出産後の届け出

不要 ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書などの出産日や親子関係を明らかにする書類が必要です。

問 多治見年金事務所 (☎0255) または市民課保険年金係 (内線123)